

高速道路の当面の新たな料金割引に関する計画（案）について

国土交通省が発表した「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日）に基づく「高速道路の当面の新たな料金割引に関する計画（案）」について、国民の皆様から意見募集を致します。

- ・ 意見募集を行った後、高速道路の当面の新たな料金割引に関する計画を作成し、国土交通大臣の同意等の手続きを経て、各料金割引を順次実施します。
- ・ 引き続き、地域経済への効果、他の交通機関への影響などを含め検証してまいります。

NEXCO（平成23年4月から当面3年間）

生活交通（普通車以下）

(1) 地方部

① 上限料金

〔ETC車〕

- ・ 激変緩和の観点も踏まえ、土日祝日上限1,000円を継続する
- ・ 環境への配慮や休暇の分散化のため、平日にも上限制を拡大し、終日2,000円（軽1,000円）とする
- ・ 地球温暖化対策を推進するため、普通車のエコカーの免税対象車の料金は軽自動車と同等（1,000円）とする（事前登録制〔ETC〕とし、開始時期は平成23年夏頃を予定）

〔現金車〕

- ・ 上限制は現金車にも適用することとし、全日2,000円（軽1,000円）とする

② 時間帯割引等〔ETC車〕

- ・ 現在の割引（通勤・深夜割引、平日昼間割引等）を継続する
- ・ マイレージ割引については、平日上限2,000円などの導入による影響を踏まえ、平成24年度以降見直しを検討する

(2) 大都市圏〔ETC車〕

- ・ 上限制は導入せず、現在の割引（早朝夜間割引等）を継続
- ・ 地球温暖化対策を推進するため、普通車のエコカーの免税対象車の料金は軽自動車と同等とする（事前登録制〔ETC〕とし、開始時期は平成23年夏頃を予定）

物流（中型車以上） **〔ETC車〕**

- ・ 上限制は導入せず、現在の割引（大口多頻度、通勤・深夜割引等）を継続する

その他

- ・ 地方部で料率が著しく高い区間について、建設コスト等を踏まえて、これを普通区間並に引下げる割引を導入

※対象：恵那山トンネル、飛騨トンネル、関越トンネル、関門橋、阪和自動車道(海南IC～有田IC)、広島岩国道路

※現金車、ETC車を対象とし、ETC車は時間帯割引等も適用

本四高速（平成23年度）

生活交通（普通車以下）

①上限料金

- ・ NEXCOと同等の上限料金を設定する
- ・ 地方からの意見を踏まえ、全国一律制度を視野に入れつつ、全国的高速道路との乗継ぎについて更なる引下げを行うこととし、平日の乗継ぎ料金を2,500円とする
- ・ 現金車やエコカーの扱いは、NEXCOと同等とする（乗継割引はETC車が対象となる）

②時間帯割引等

- ・ NEXCOと同等の現行の割引を継続する

物流（中型車以上）

- ・ 上限制は導入せず、現在の割引（大口多頻度、通勤・深夜割引等）を継続する

その他

- ・ 平成24年度以降については、引き続き地方と調整しながら検討を進める。
- ・ 国から提示される、本四高速との競合関係等を踏まえた航路のフェリーを利用した場合、NEXCOの上限料金の乗継特例措置を導入（但し、出入りするICは特定する）

首都高速・阪神高速

- ・料金圏のない対距離制（普通車500円～900円）を平成24年から償還期限まで導入 ※大型車は普通車の2倍、現金車は上限額を支払い
- ・環境ロードプライシングは、基礎的な料金として継続する ※障害者割引、路線バス割引も継続
- ・対距離制導入に際して、地方からの意見を踏まえた以下の割引について、当面平成25年度まで実施
- ・出口料金所がないため入口で上限料金を支払うこととなる現金車対策について検討

（１）首都高速

- ①NEXCOとの乗継割引
- ②中央環状線迂回利用割引
- ③埼玉線内々利用割引
- ④放射道路の端末区間割引
- ⑤羽田空港アクセス割引
- ⑥EV割引
- ⑦物流事業者向け割引の拡充

（２）阪神高速

- ①NEXCO・本四との乗継割引
- ②西線内々利用割引
- ③端末区間割引（池田線、西大阪線、東大阪線）
- ④物流事業者向け割引の拡充
- ⑤新神戸トンネルの移管（移管迄は現行割引を継続）
※京都高速の短距離割引については、現行計画通り継続

アクアライン（平成23年4月から当面3年間）

- ・国と地方の役割分担の下で、現在実施中の全日普通車800円（大型車1,320円）の社会実験を継続する〔ETC車〕

※なお、利便増進事業で実施するスマートICについては、料金割引の実施期間の見直しにあわせて見直す。

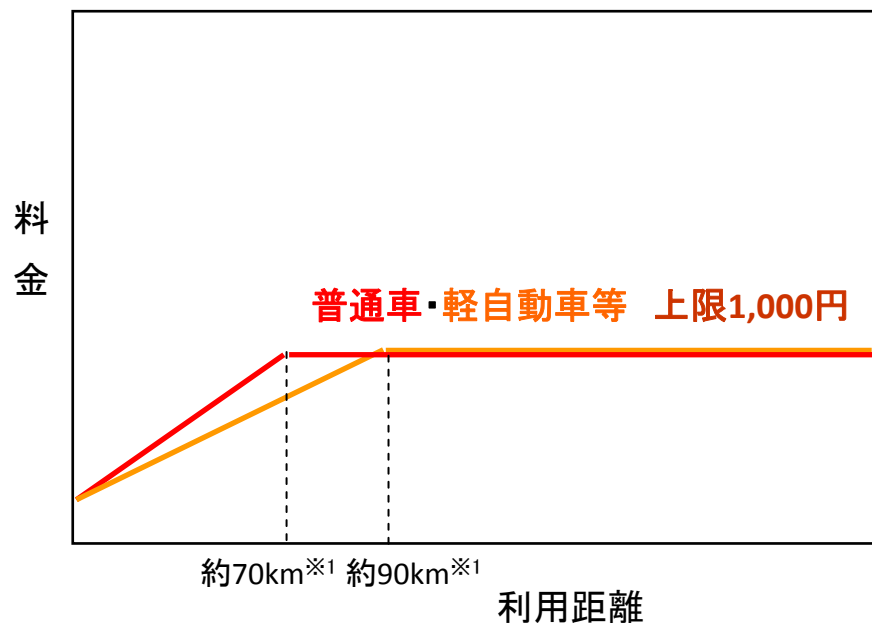
高速道路の当面の新たな料金割引に関する計画(案)

<説明資料>

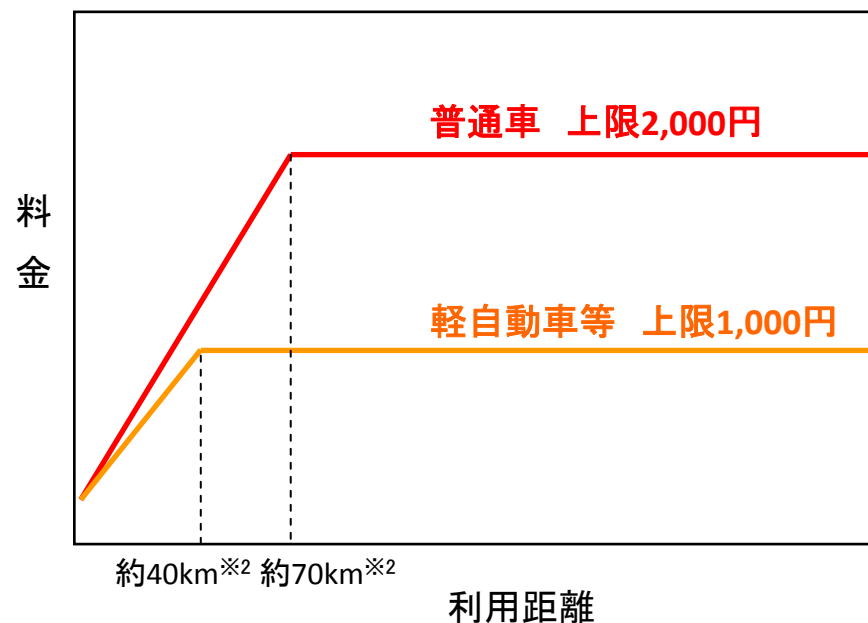
上限料金について

地方部の高速自動車国道等及び本州四国連絡道路における普通車・軽自動車等について、現金車・ETC車ともに上限料金を設定します。

ETC車(土日祝日)



現金車(全日)
ETC車(平日)



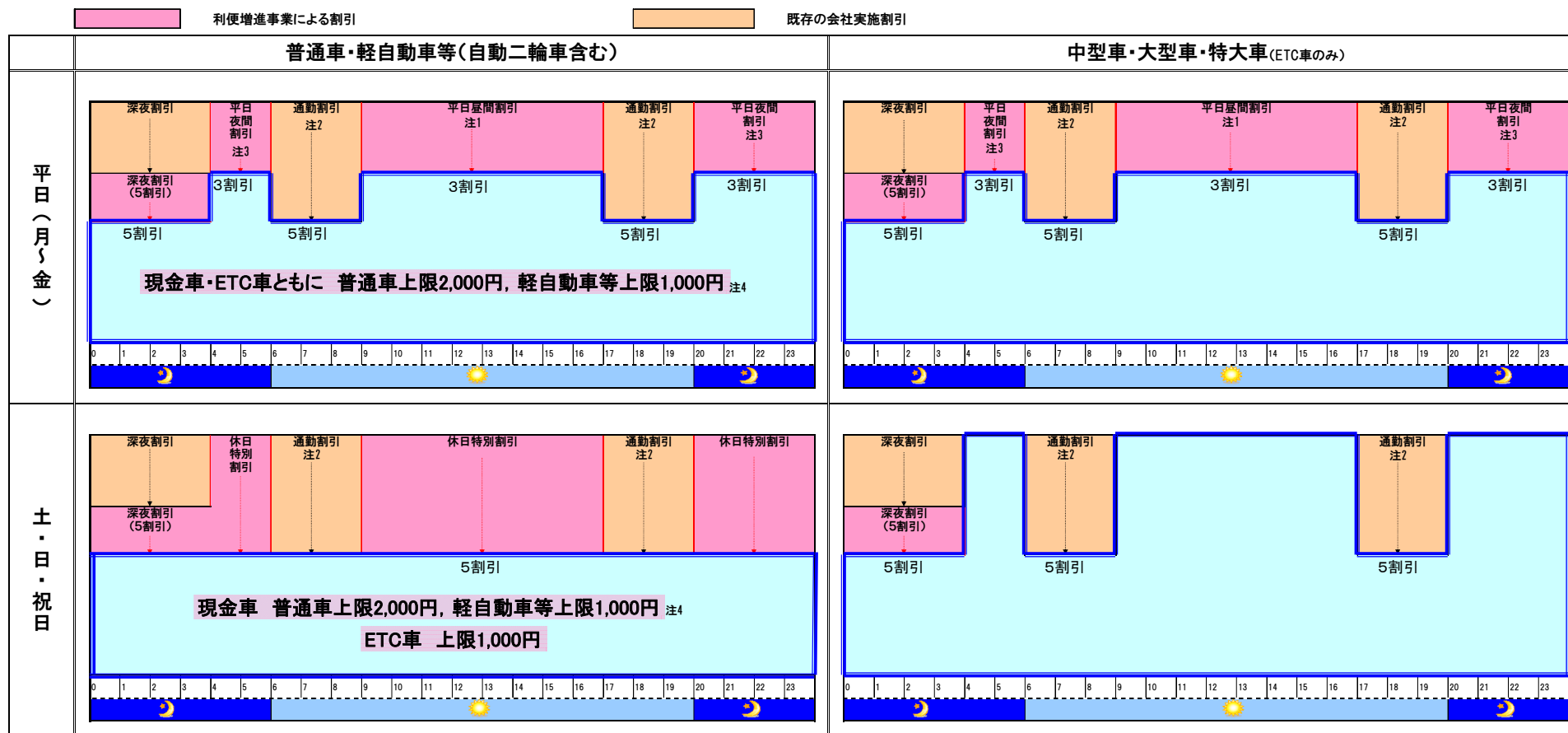
※1 土日祝日については、ETC車は終日5割引となることを考慮しております。

※2 上限料金に達する距離については、高速自動車国道・現金車の例を記載しております。なお、ETC車については時間帯割引が適用されるため、上限料金に達する距離が異なります。

地方部の高速自動車国道等の料金割引

現金車は、全日、普通車が上限2,000円、軽自動車等が上限1,000円となります（時間帯による割引は適用されません）。

ETC車は、時間帯による割引が適用され、普通車は平日上限2,000円・土日祝日上限1,000円、軽自動車等は全日上限1,000円となります。



- 注1 平日昼間割引(6時～20時)の適用については、100kmを越えて走行した場合は最大100km相当分まで3割引となります(回数制限なし)。
- 注2 通勤割引(6時～9時及び17時～20時)の適用については、車両1台につき午前午後それぞれ最初の1回限りとなります。2回目以降の走行については平日昼間割引が適用されます。また、100kmを越えて走行した場合は100km相当分まで5割引となります。
- 注3 平日夜間割引(4時～6時及び20時～24時)の適用については、大都市近郊区間と合わせて、3割引が適用となります(距離・回数の制限なし)。なお、平日昼間割引・通勤割引については、大都市近郊区間は対象外となります。
- 注4 地方部上限2000円適用時に、地方部区間と大都市近郊区間を連続利用した場合は、大都市近郊区間に係る料金(定価料金)が別途必要となります。

※ 上記の他、現行の割引については継続します。

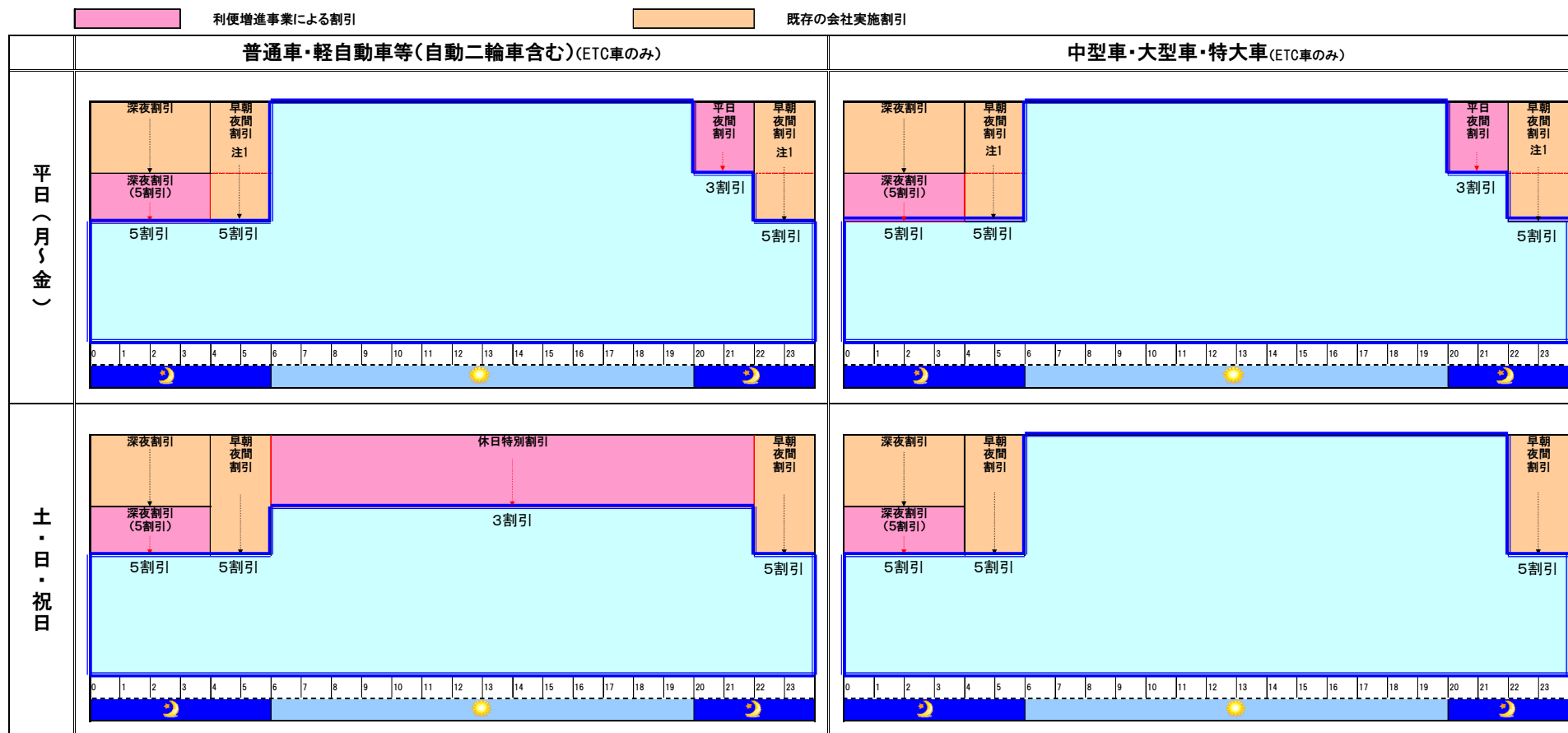
※ 「エコカー割引*」(免税車)については軽自動車区分の料金と同額とする割引をH23年夏頃より導入します。

※ 「マイレージ割引」については、平日2,000円などの導入による影響を踏まえ、H24年度以降見直しを検討します。

*利便増進事業による割引

大都市圏の高速自動車国道等の料金割引

時間帯による割引はETC車に限り適用されます。大都市近郊区間は、地方部区間の上限料金の対象外となります。



注1 100km以内の走行の場合、早朝夜間割引が適用されます。なお、100kmを超えた走行の場合は平日夜間割引(3割引)が適用されます。

※ 上記の他、現在の割引については継続します。

※ 「エコカー割引*」(免税車)については軽自動車区分の料金と同額とする割引をH23年夏頃より導入します。

※ 「中央自動車道富士吉田線における短区間割引*」をH24年から導入します。

※ 「マイレージ割引」については、平日2,000円などの導入による影響を踏まえ、H24年度以降見直しを検討します。

*利便増進事業による割引

割引対象路線図

大都市圏（京阪神圏）※阪神高速除く



大都市圏（首都圏）※首都高速除く



●—● 大都市近郊区間

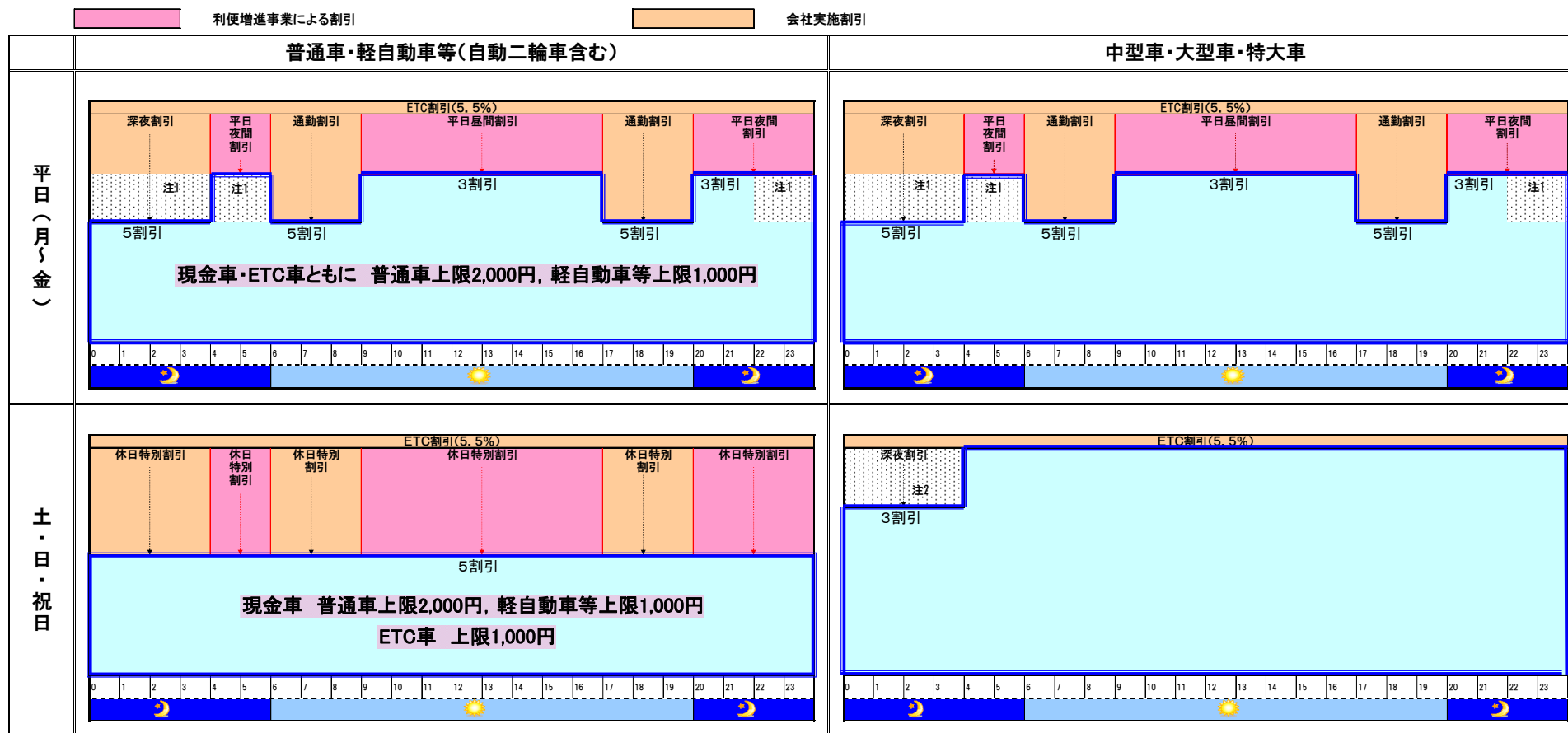
○—○ 地方部区間



本州四国連絡道路の料金割引

現金車は、全日、普通車が上限2,000円、軽自動車等が上限1,000円となります(時間帯による割引は適用されません)。

ETC車は、時間帯による割引が適用され、普通車は平日上限2,000円・土日祝日上限1,000円、軽自動車等は全日上限1,000円となります。



注1 神戸淡路鳴門自動車道については、平日22時～0時及び4時～6時は5割引となります。

なお、平日22時～6時に本四間を直通利用しない場合、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)は3割引となります。(全車種)

注2 神戸淡路鳴門自動車道については、本四間を直通利用しない場合、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)は割引が適用されません。(中型車以上)

※ 上記の他、現在の割引については継続します。

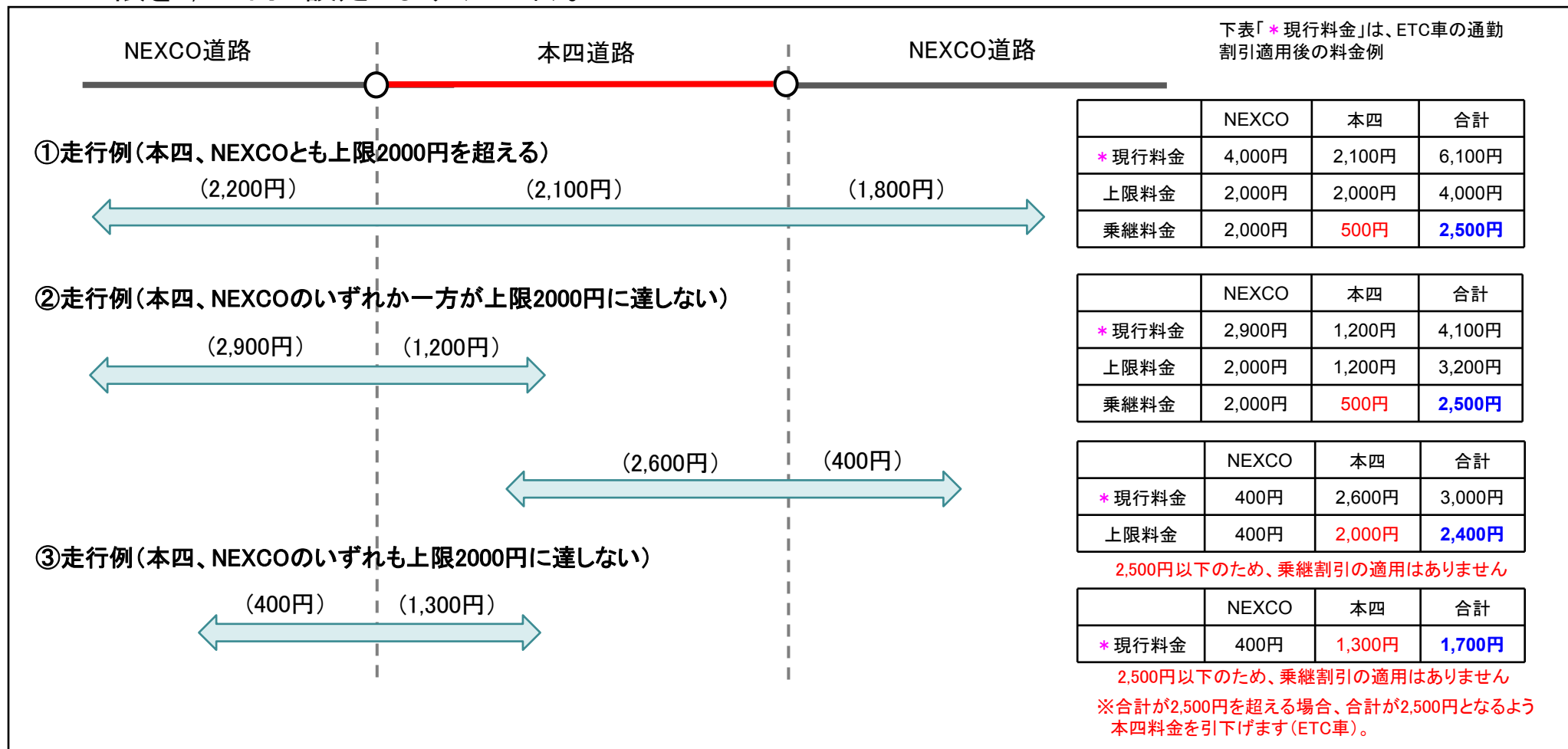
※ 「エコカー割引*」(免税車)については軽自動車区分の料金と同額とする割引をH23年夏頃より導入します。

※ 「マイレージ割引」については、平日2,000円などの導入による影響を踏まえ、H24年度以降見直しを検討します。

*利便増進事業による割引

本州四国連絡道路とNEXCO高速道路を連続利用した場合の乗継割引 (平日の普通車(ETC車)への適用)

平日に普通車がNEXCO高速道路と本四道路を連続走行する場合、NEXCO料金と本四料金の合計額の上限を2,500円と設定します(ETC車)。



※休日の普通車(ETC車)、現金車、軽自動車等は乗継割引の対象外となります(本四道路及びNEXCO高速道路それぞれの上限料金が適用されます)。

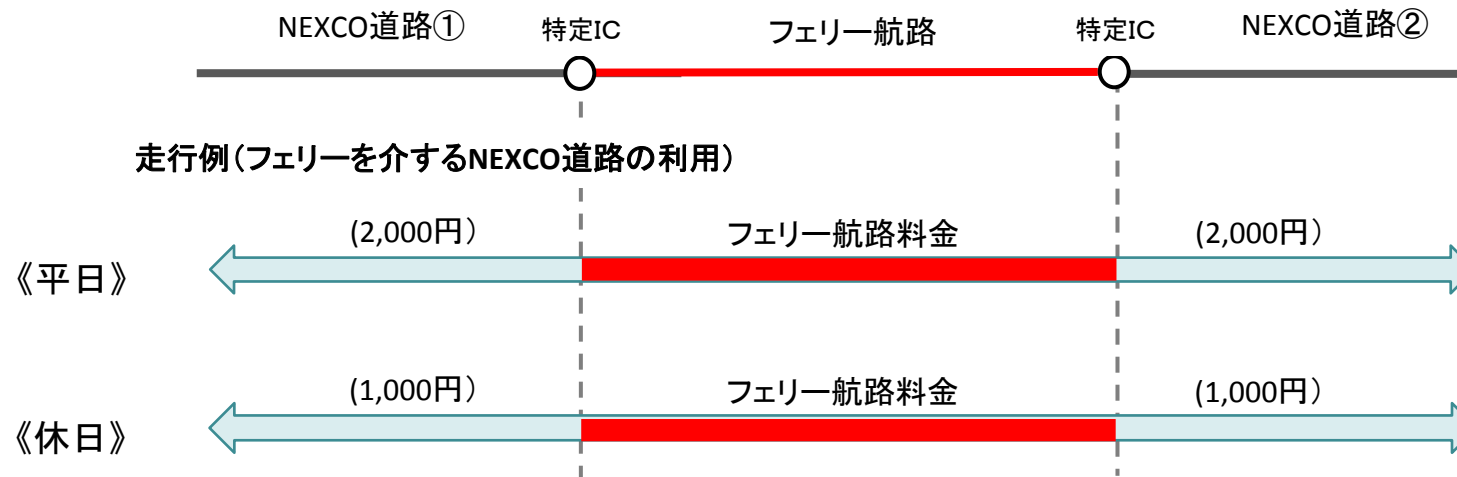
※上記例は、NEXCO地方部を例示しており、乗継割引適用時に、大都市近郊区間を走行する場合は別途その分の料金が必要となります。

※NEXCOと本四が直結していない「しまなみ海道(西瀬戸自動車道)」については、
本四の指定IC(西瀬戸尾道、向島、今治北、今治)と近接するNEXCOの指定IC(福山西、尾道、今治湯ノ浦、松山)を乗継いだ場合に乗継割引が適用されます。

※連続走行において、本四道路を2回以上走行する場合には、乗継割引の適用は料金が高い走行1回のみとなります。

本四間フェリーを利用した場合の上限料金の乗継特例 (普通車(ETC車)への適用)

国から提示される、本四高速との競合関係等を踏まえた航路のフェリーを利用した場合、NEXCO(地方部)の上限料金をつなぐ措置を導入します。
(但し、出入りするICは特定されます。)



		NEXCO 道路①	NEXCO 道路②	合計	※
平日	上限料金	2,000円	2,000円	4,000円	
	乗継料金	1,000円		1,000円	
休日	上限料金	1,000円	1,000円	2,000円	
	乗継料金	1,000円		1,000円	

※平日の乗継料金上限1000円はH23年夏頃より実施予定となります。

それまでの間は乗継料金上限2000円で実施となります。

首都高速・阪神高速の新たな上限料金(1)

・料金圏のない対距離制(500～900円)を平成24年から導入します *

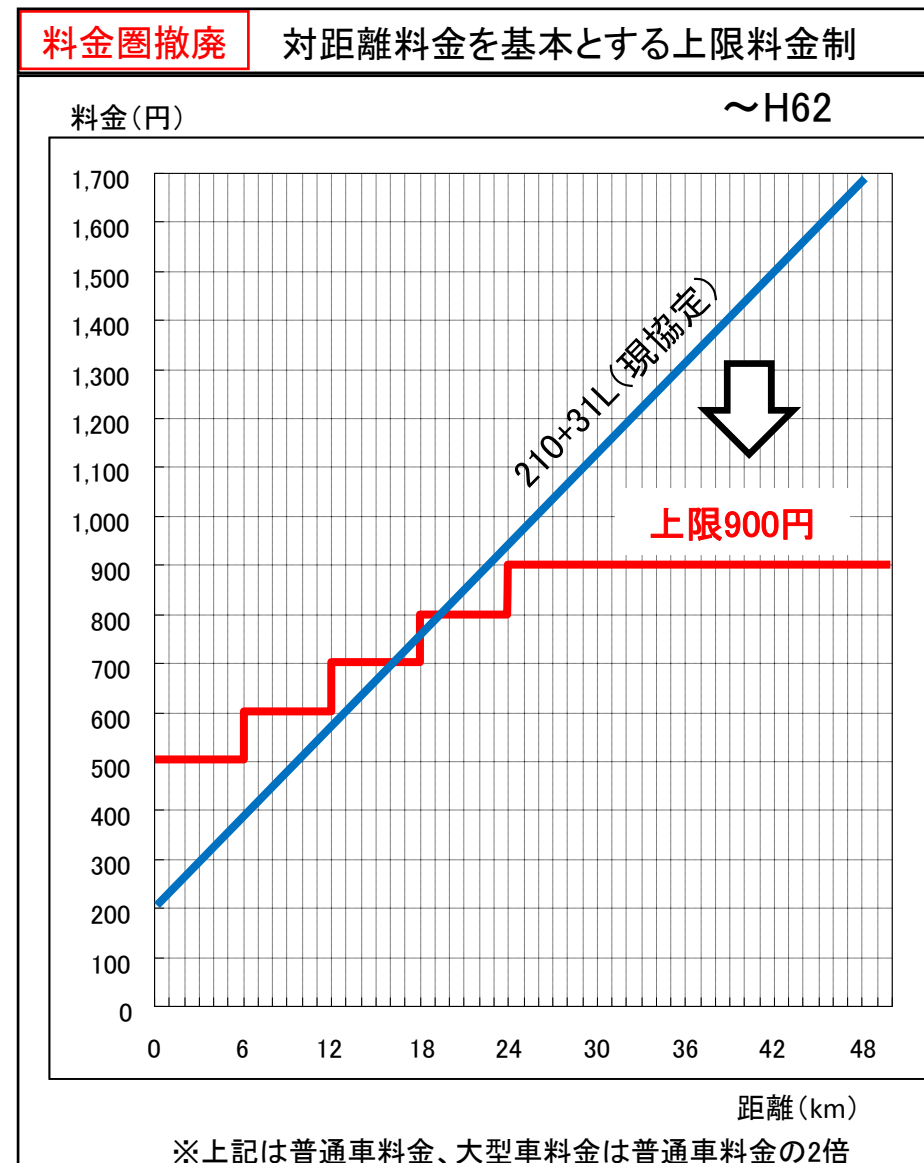
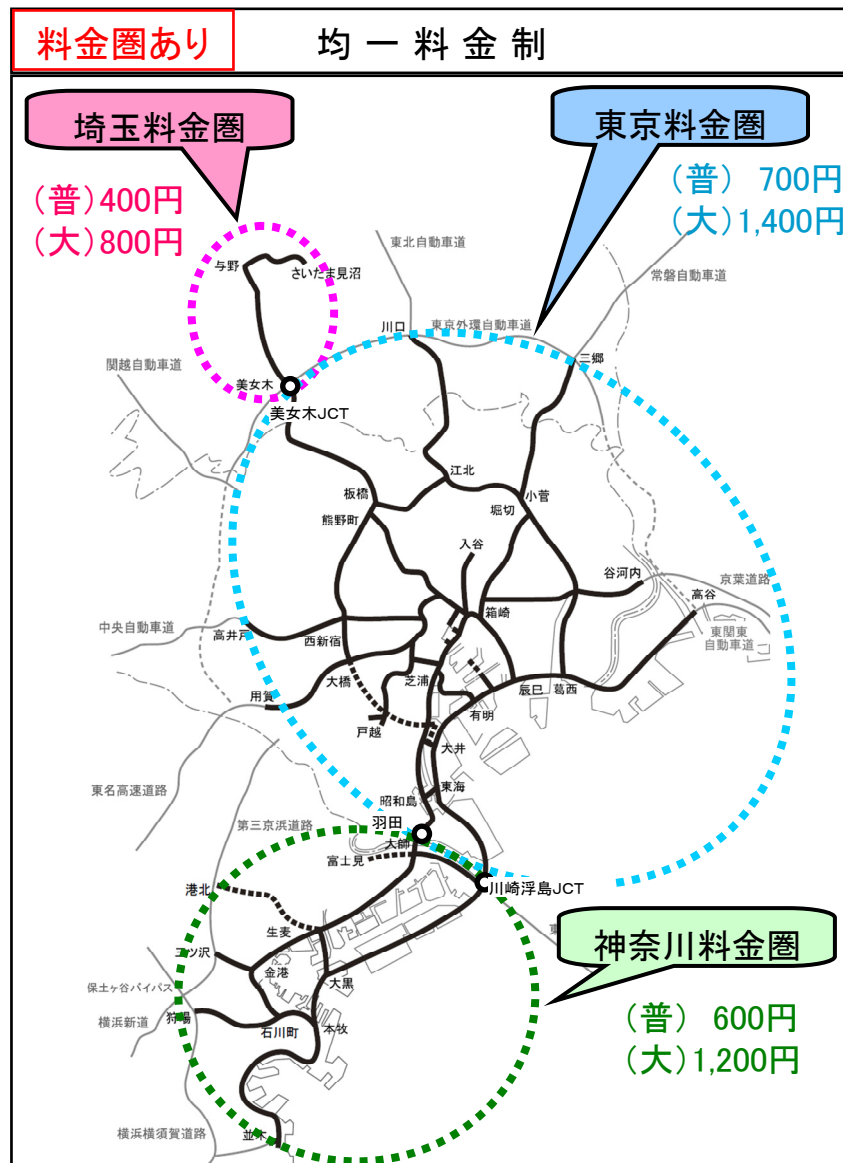
*利便増進事業による割引

※出口料金所がないため入口で上限料金を支払うこととなる現金車の対策について検討します。

<首都高速>

現 行

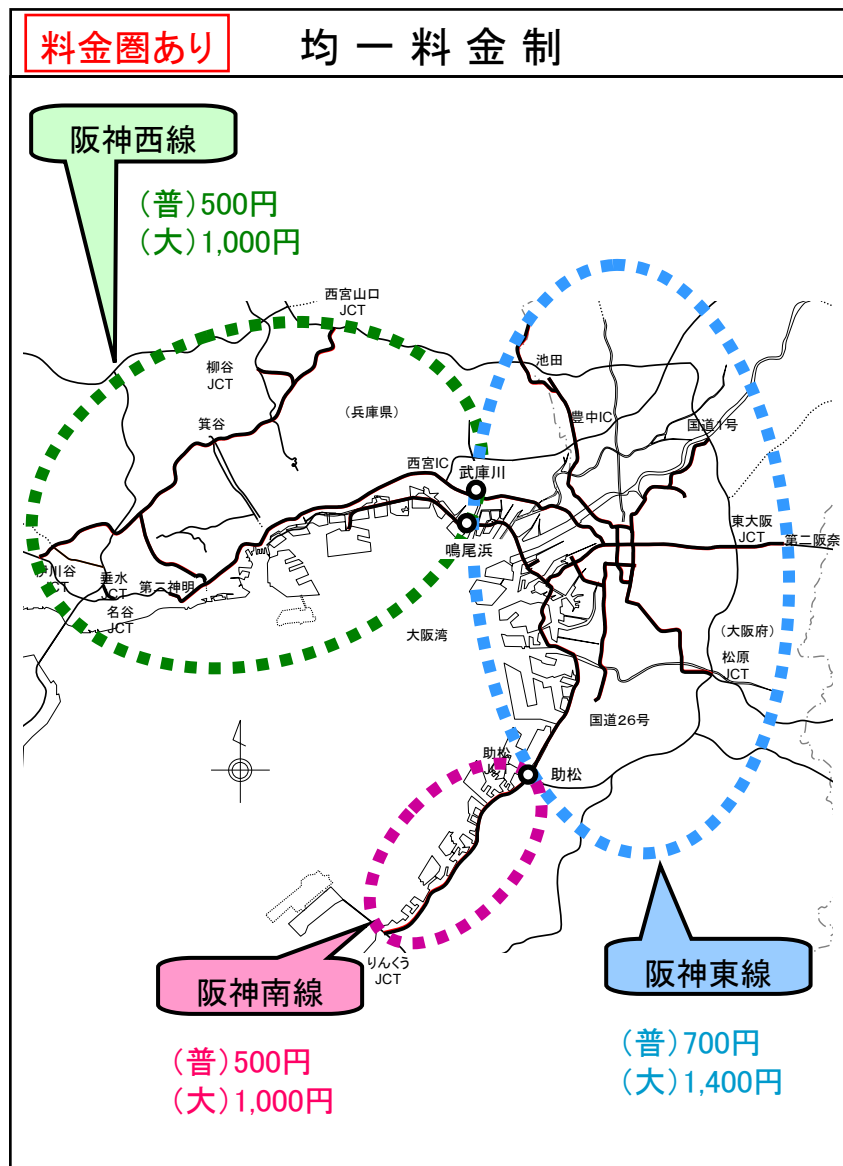
新たな料金案



首都高速・阪神高速の新たな上限料金(2)

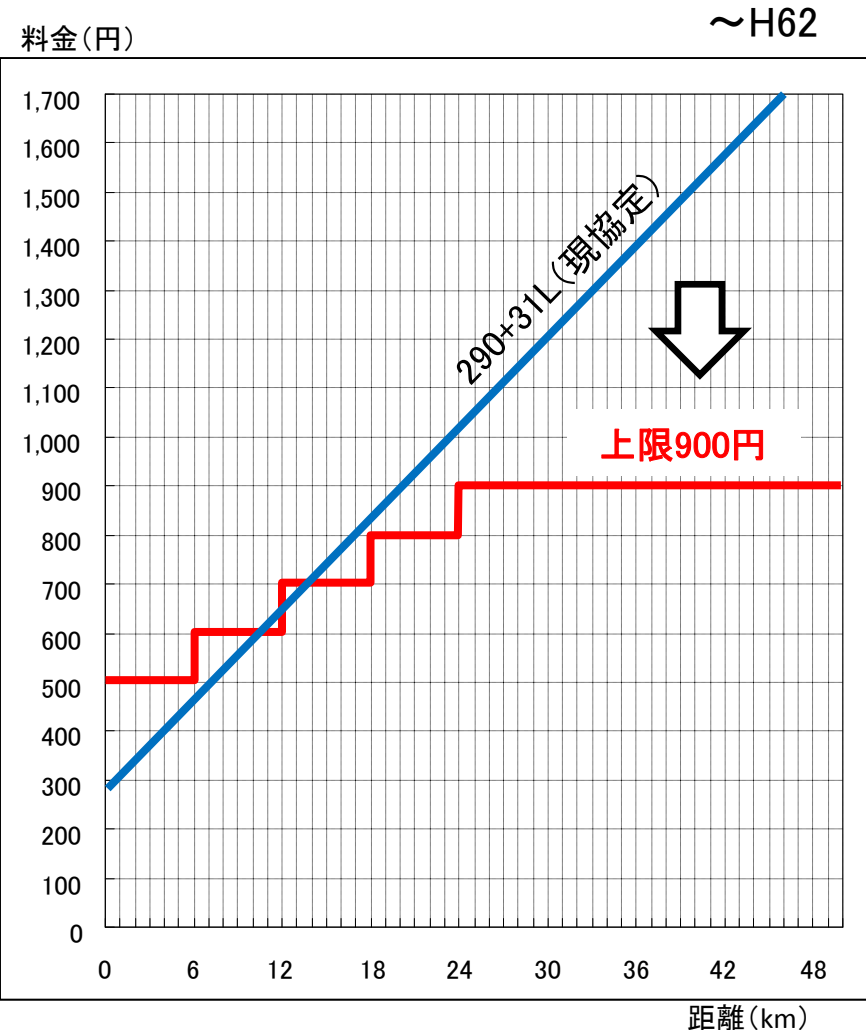
<阪神高速>

現 行



新たな料金案

料金圏撤廃 対距離料金を基本とする上限料金制



首都高速の料金割引(1)

- ・対距離制導入に際して、地方からの意見を踏まえた以下の割引について、当面平成25年度まで実施します。
(※各割引はETC車対象となります。)

① NEXCOとの乗継割引* : 普通車▲100円 大型車▲200円

- － NEXCOの管理する高速道路と首都高速道路を乗継利用し、首都高速道路の利用が6km以下又は接続地点直近の出入口を利用する場合に適用されます。

※乗継対象箇所: 用賀(東名高速)、美女木JCT、川口JCT、三郷JCT、篠崎(京葉道路)、高谷(東関東道)、三ツ沢(第三京浜・横浜新道)、狩場JCT、並木(横浜横須賀道路)、高井戸(中央道)、川崎浮島JCT

※高井戸(中央道)、川崎浮島JCTは普通車▲200円 大型車▲400円

② 中央環状線迂回利用割引* : 普通車▲100円 大型車▲200円

- － 都心を迂回して中央環状線を利用した場合【出発地が放射線(上り)入口であり、目的地が放射線(下り)出口の場合、かつ、中央環状線経由利用距離>都心環状線経由利用距離】に適用されます。

③ 埼玉線内々利用割引 : 普通車▲100円 大型車▲200円

- － 埼玉線(大宮線・新都心線)のみを利用する場合に適用されます。

④ 放射道路の端末区間割引

- － 放射道路の端末から、都心環状線内は現行料金以下に統一されます。

⑤ 羽田空港アクセス割引

- － 空港中央、湾岸環八を利用する場合、空港アクセスの4IC(空港中央、湾岸環八、羽田、空港西)までの最低料金が適用されます。

⑥ EV割引

⑦ 物流事業者向け割引の拡充

- ・環境ロードプライシング*は、基礎的な料金として継続します。 ※障害者割引、路線バス割引も継続します。

首都高速の料金割引(2)

③ 埼玉線内々利用割引

〔内々利用 ▲100円〕

① NEXCOとの乗継割引*

〔6km以下もしくは最初の出入口
まで ▲100円
(中央道、アクアラインは▲200円)〕

⑤ 羽田空港アクセス割引

〔空港中央、湾岸環八を利用
する場合、
羽田空港アクセスの4IC
(空港中央、湾岸環八、羽田、空港西)
までの最低料金を適用〕

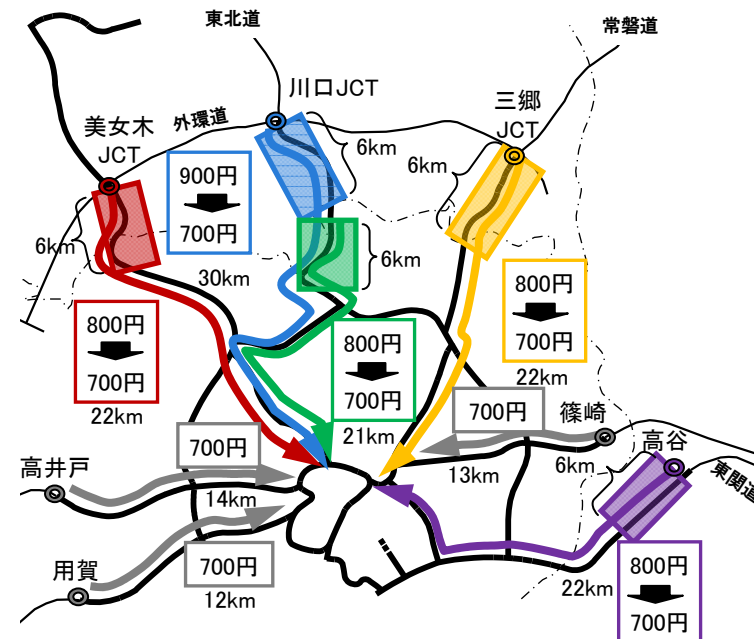
② 中央環状線迂回利用割引*

〔中央環状線を経由する利用 ▲100円〕

④ 放射道路の端末区間割引

〔放射道路の端末から、都心環状線内は現行料金以下に統一〕

(割引例)



〔継続〕 環境ロードプライシング*

※障害者割引、路線バス割引は継続します。
※普通車の料金。大型車は普通車の2倍。

⑥ EV割引

⑦ 物流事業者向け割引の拡充

*利便増進事業による割引

阪神高速の料金割引(1)

・対距離制導入に際して、地方からの意見を踏まえた以下の割引について、当面平成25年度まで実施します。

① NEXCO・本四との乗継割引* : 普通車▲100円 大型車▲200円

ー NEXCO・本四の管理する高速道路と阪神高速道路を乗継利用し、阪神高速道路の利用が6km以下の場合に適用されます。(ETC車対象)

※乗継対象箇所: 豊中IC、松原JCT、東大阪JCT、西宮IC、月見山(第二神明)、西宮山口JCT、布施畑JCT、伊川谷JCT、りんくうJCT

② 西線内々利用割引: 普通車▲100円 大型車▲200円

ー 阪神西線(北神戸線、神戸山手線、神戸線、湾岸線)のみを6kmを超えて利用する場合に適用されます。(ETC車対象)

③ 端末区間割引

ー 池田線(池田木部～神戸) 普通車 300円 大型車 600円(全車対象)

※平日(月～金)の通勤時間帯(6時～9時、17時～20時)に利用した場合は、普通車 150円 大型車300円 (ETC車対象)

ー 西大阪線(北津守～安治川) 普通車 200円 大型車 400円(全車対象)

※早朝夜間(0時～6時、22時～24時)に利用した場合は、普通車 100円 大型車 200円 (ETC車対象)

ー 東大阪線(東大阪JCT～第二阪奈) 普通車 200円 大型車 400円(全車対象)

④ 物流事業者向け割引の拡充

⑤ 新神戸トンネルの移管 *

ー 移管迄は現行割引(新神戸トンネルと阪神高速北神戸線・神戸線とを連続利用する場合の連続利用割引)を継続します。(ETC車対象)

・環境ロードプライシング*は、基礎的な料金として継続します。 ※障害者割引、路線バス割引も継続します。

※京都線の短距離割引*については、現行計画通り継続します。

阪神高速の料金割引(2)

① NEXCO・本四との乗継割引*

〔6km以下の出入口まで▲100円〕

⑤ 新神戸TNの移管*

〔移管迄は現行割引を継続〕

③ 端末区間割引

池田線300円(通勤時間帯150円)
西大阪線200円(早朝深夜100円)
東大阪線200円

② 西線内々利用割引

〔6km超の内々利用 ▲100円〕

〔継続〕 環境ロードプライシング*

④ 物流事業者向け割引の拡充

※障害者割引、路線バス割引は継続します。

※普通車の料金。大型車は普通車の2倍。

*利便増進事業による割引

アクアラインの料金割引

現在実施中の社会実験を当面3年間継続します。

	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車
全 日[現金車]	2,400円	3,000円	3,600円	4,950円	8,250円
全 日[ETC車] 〔社会実験〕	640円	800円	960円	1,320円	2,200円

※ 上記料金は、アクアライン1回のご利用あたりの料金になります。その他の区間は別料金です。

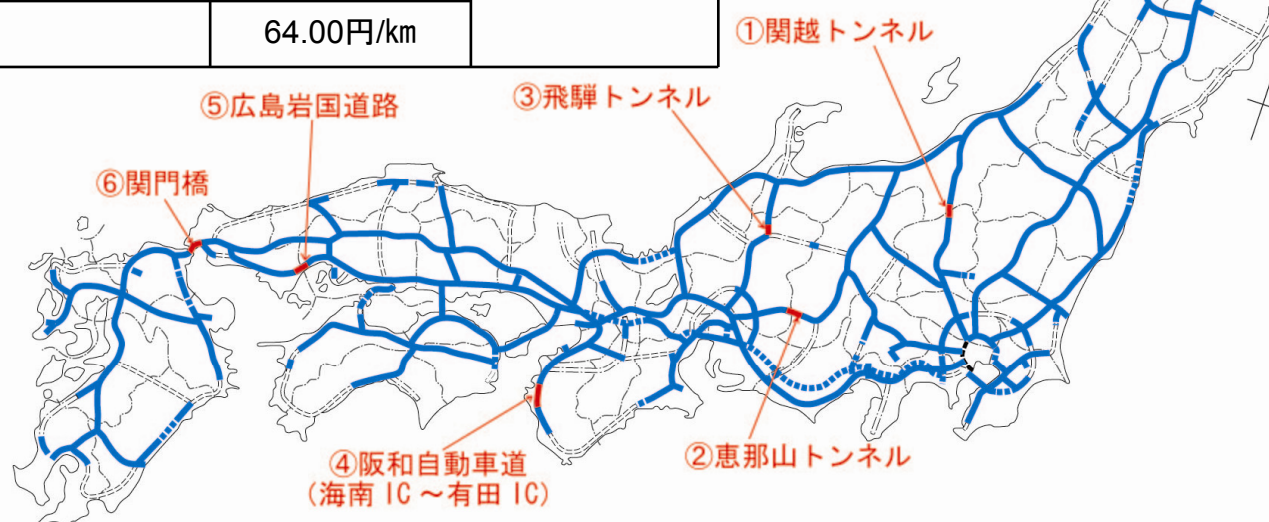
※ 割引額に、一部、利便増進事業を含みます。

特別料金区間等の料金割引

下記の区間の料率を普通区間並に引下げる割引を導入します。[対象:ETC車・現金車] *
ETC車については、さらに時間帯割引等も適用になります。

	割引前の料率 [普通車]	割引後の料率 [普通車]
①関越トンネル	39.36円/km	24.6円/km
②恵那山トンネル		
③飛騨トンネル		
④阪和自動車道(海南IC～有田IC)		
⑤広島岩国道路	43.03円/km	
⑥関門橋	64.00円/km	

※他の車種についても
適用されます。

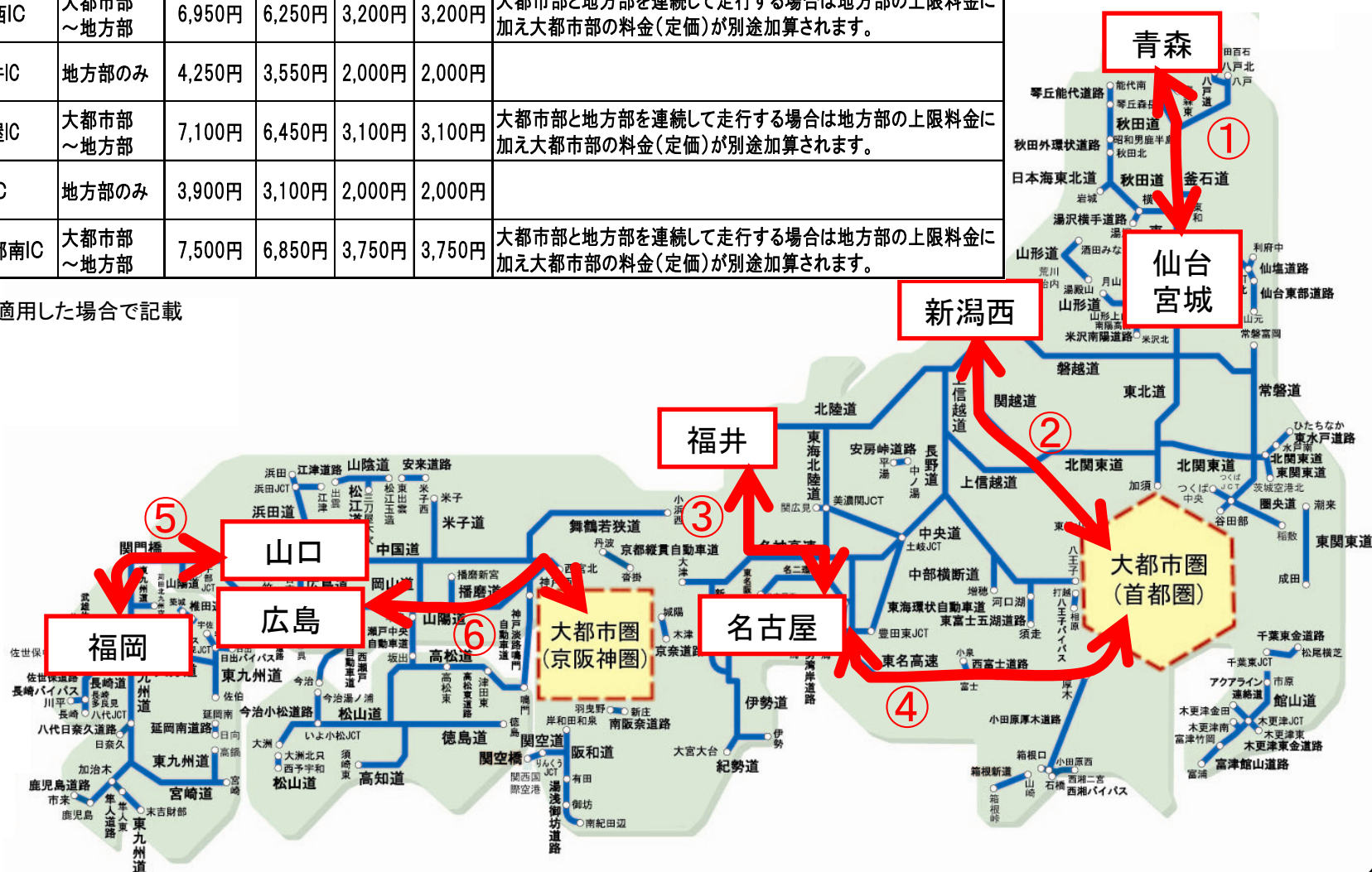


*利便増進事業による割引

《参考》 平日の普通車料金の例

NO	ル ー ト		現在の料金		新たな料金		備 考
			現金車	ETC車 (注1)	現金車	ETC車	
①	東北道 青森IC～東北道 仙台宮城IC	地方部のみ	7,350円	6,700円	2,000円	2,000円	
②	関越道 練馬IC～北陸道 新潟西IC	大都市部～地方部	6,950円	6,250円	3,200円	3,200円	大都市部と地方部を連続して走行する場合は地方部の上限料金に加え大都市部の料金(定価)が別途加算されます。
③	東名道 名古屋IC～北陸道 福井IC	地方部のみ	4,250円	3,550円	2,000円	2,000円	
④	東名道 東京IC～東名道 名古屋IC	大都市部～地方部	7,100円	6,450円	3,100円	3,100円	大都市部と地方部を連続して走行する場合は地方部の上限料金に加え大都市部の料金(定価)が別途加算されます。
⑤	九州道 福岡IC～中国道 山口IC	地方部のみ	3,900円	3,100円	2,000円	2,000円	
⑥	山陽道 広島IC～名神高速 京都南IC	大都市部～地方部	7,500円	6,850円	3,750円	3,750円	大都市部と地方部を連続して走行する場合は地方部の上限料金に加え大都市部の料金(定価)が別途加算されます。

(注1)「平日昼間割引」を適用した場合で記載



《参考》 休日の普通車料金の例

NO	ル ー ト	現在の料金 → 新たな料金				備 考
		現金車	ETC車 (注1)	現金車	ETC車	
①	東北道 青森IC～東北道 仙台宮城IC	7,350円	1,000円	2,000円	1,000円	
②	関越道 練馬IC～北陸道 新潟西IC	6,950円	1,850円	3,200円	1,850円	大都市部と地方部を連続して走行する場合は地方部の上限料金に加え大都市部の料金(現金車の場合は定価)が別途加算されます。
③	東名道 名古屋IC～北陸道 福井IC	4,250円	1,000円	2,000円	1,000円	
④	東名道 東京IC～東名道 名古屋IC	7,100円	1,750円	3,100円	1,750円	大都市部と地方部を連続して走行する場合は地方部の上限料金に加え大都市部の料金(現金車の場合は定価)が別途加算されます。
⑤	九州道 福岡IC～中国道 山口IC	3,900円	1,000円	2,000円	1,000円	
⑥	山陽道 広島IC～名神高速 京都南IC	7,500円	2,200円	3,750円	2,200円	大都市部と地方部を連続して走行する場合は地方部の上限料金に加え大都市部の料金(現金車の場合は定価)が別途加算されます。

(注1)「休日特別割引6時～22時」を適用した場合で記載

